

平成26・27年度J S A F 理事推薦候補者の選任について (依頼)

平成26年度定時評議員会を以て任期満了となります公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)理事及び監事につきまして、理事及び監事候補推薦手続規則ならびに理事会決議に基づき、全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者の選任ならびに水域推薦理事候補者の推薦手続を下記の通り実施しますので、ここに通知いたします。

なお、全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者数が5名に満たない場合には、定款に定める理事最少定数(23名)を下回ることとなり、改めて理事推薦候補者の選任、評議員会議決手続が必要となります。また、任期中途での理事退任等の事情により理事総数が定款に定める理事最少定数を下回る場合も同様の手続が必要となります。これらの状況を踏まえ、全国加盟団体代表者各位におかれましては、全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者総数が7名を下回ることのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 被理事推薦候補者

前期事業年度末日(平成26年3月31日)現在、連盟一般会員登録者で、就任時(評議員会で役員に選任される日)に満20歳以上75歳未満とする。但し、会長、副会長以外の候補者は、就任時に70歳を超えない者とする。

2. 推薦候補者の枠

全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者枠	9名(会長推薦候補者1名を含む)
水域理事推薦候補者枠	13名
会長による役員推薦候補者枠(本依頼の対象外)	
・理事推薦候補者	5名
・監事推薦候補者	3名

[参考] 定款(第21条第1項)に定められている役員の総数は、下記のとおり。

- ・理事 : 23名以上27名以内
- ・監事 : 1名以上 3名以内

3. 全国加盟団体代表者会議による推薦投票

(1) 理事推薦候補者への立候補

「全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者」に立候補しようとする者は、理事または加盟団体・特別加盟団体の推薦を得て、下記 ~ の事項を所定の用紙に記入し、上半身の写真を貼付して、連盟事務局に届け出ること。立候補届出用紙は、JSAF ホームページまたは次のEメールアドレス(jimukyoku@jsaf.or.jp)に申込み、入手することができる。

候補者の氏名、年齢、住所、職業等の略歴、セーリングに関する経歴、当連盟との関係(現行理事との身分関係を含む)

理事推薦候補者となるに当たっての所信

推薦理事または推薦加盟団体・特別加盟団体の代表者の氏名捺印および推薦理由

(2) 立候補の締切り:平成26年1月17日(金)必着、持参の場合は午後5時

(3) 推薦投票の実施

理事推薦候補者を決定するため、全国加盟団体代表者会議のメンバーによる記名投票を実施する。

但し、立候補者数が推薦枠数以下の場合、推薦投票は実施しない。

(4) 推薦投票スケジュール

推薦投票依頼 : 平成26年2月7日(金) 投票依頼
締め切り : 平成26年2月19日(水) 必着、持参の場合は午後5時

(5) 推薦投票権数と投票方法

各加盟団体の投票権数は、下記の通りとする。

- ・平成25年3月31日現在の連盟会員数が300名以上の加盟団体 3票
- ・平成25年3月31日現在の連盟会員数が300名未満の加盟団体 2票
- ・特別加盟団体 1票
- ・会長推薦候補者の投票については、加盟団体、特別加盟団体ともに各1票
- ・本年度新規加盟団体及び休眠団体ならびに平成25年12月7日理事会決議に基づき加盟資格を来年度取り消されることが予定されている団体には、投票権は付与しない。

推薦投票は、連盟事務局が配布する推薦投票用紙(平成26年2月7日付けで有権者に郵送)を使用し、郵送または持参により実施する。

同一団体から同一人物に2票以上投票された場合は、1票として扱い、投票権数を越えた投票は、無効とする。

推薦投票の結果、同数の場合には、開票後直ちに委員長作成の抽選方法で、委員(又は委員が指名した者)が該当者の年齢順(同年齢の時は50音順)にて抽選を行い当選者を決定する。会長推薦候補者及び理事推薦候補者は、推薦投票の結果、獲得票数の多い順にそれぞれ上位1名、上位8名を推薦候補者とする。一連の開票作業及び抽選等に、本人や本人が事前に指名した代理人が立ち会う事は、之を妨げない。

推薦投票の実施の有無にかかわらず、結果は、平成26年1月25日(土)開催予定の全国加盟団体代表者会議に報告され、同会議で承認手続を行う。

4. 水域からの理事推薦候補者の推薦

(1) 理事推薦候補者の届け出

各水域より推薦される理事推薦候補者は、下記 ~ の事項を所定の用紙に記入し、上半身の写真を貼付して、連盟事務局に届け出ること。届出用紙は、JSAF ホームページまたは次のEメールアドレス(jimukyoku@jsaf.or.jp)に申込み、入手することができる。

候補者の氏名、年齢、住所、職業等の略歴、セーリングに関する経歴、当連盟との関係(現行理事との身分関係を含む)

理事推薦候補者となるに当たっての所信

各水域の加盟団体の代表者の氏名捺印および推薦理由

(2) 推薦の締め切り: 平成26年1月17日(金) 必着、持参の場合は午後5時

5. 役員推薦候補者管理委員会

推薦投票等の手続きは、連盟会長から委嘱された役員推薦候補者管理委員である次の3名が、理事及び監事候補者管理委員会運営ガイダンス(別紙1)に則り、管理を行う。

委員長: 伊藤 宏

委員: 青淵 隆督、平賀 威

なお、役員推薦候補者管理委員会は連盟事務局内に置かれる。

Tel.03-3481-2357 Fax.03-3481-0414

E-mail: jimukyoku@jsaf.or.jp

以上

添付資料

別紙1 全国加盟団体代表者会議運営ガイダンス

別紙2 2014-15 理事候補推薦手続と全体スケジュール

公益財団法人日本セーリング連盟
全国加盟団体代表者会議運営ガイドンス

第 1 条 (運営ガイドンスの趣旨)

このガイドンスは、公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) における全国代表者会議 (以下、「会議」という。) の設置とその開催を効率良く進めるために、基本的な事項を取りまとめたものである。

第 2 条 (会議設置の目的)

全国加盟団体代表者会議は、連盟の業務執行を円滑に行うために設置し、主に以下の事項を実施する。

- (1) 連盟ならびに連盟加盟団体の活動状況や課題認識を共有化しながら、当該年度の事業実施状況や次年度以降の事業計画や予算について、連盟役員ならびに各委員会の責任者と意見交換を行う。
- (2) 連盟理事会が役員候補者を評議員会に推薦するに当たり、会議と連携しながら理事候補の推薦リストを作成する。その推薦手続は、別途、理事及び監事候補推薦手続実施規則により定められる。

第 3 条 (全国加盟団体代表者会議)

会議は、連盟会長が招集する。

- 2 会議の議長は、全国代表者会議において互選し、任期は 2 年とする。
- 3 会長は、会議に意見交換事項について会議開催の 2 週間前までに意見交換事項等並びに開催日時・場所等必要な事項を各加盟団体に通知すると共に、連盟のウェブサイト公表する。
- 4 会議開催の目的は、連盟の事業執行に当たって意見交換を行うことであることから会議の定数は設けない。
- 5 会議の構成メンバーは、議長の許諾を得て、意見を述べることができる。
- 6 加盟団体は、会議の意見交換事項について書面で意見を述べるができる。その場合、会議開催の 1 週間前までに連盟事務局へ提出するものとする。

第 4 条 (議事録)

会議の議事は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び出席者氏名
 - (3) 意見交換事項
 - (4) 議事の経過概要及びその意見交換の内容
- 2 議事録は、議長及び連盟事務局が内容を相互に確認のうえ作成する。
 - 3 連盟事務局は、議事録を会議終了後 1 か月以内に連盟のウェブサイトを通じて公表するものとする。

第 5 条 (会議の構成メンバー)

本会議への出席者は、各加盟団体から代表者として推薦された者とする。

- 2 業務執行関係者からは、連盟役員、各委員会 (通常委員会、特別委員会、特命チーム) の委員長が出席する。
- 3 加盟団体からの推薦代表者ならびに各委員会の委員長が出席出来ない場合には、代理を出席させ

ることが出来る。

- 4 連盟顧問は、オブザーバーとして出席出来る。

第6条（任期）

メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任されたメンバーの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第7条（報酬等）

会議の構成メンバーは、無給とする。

- 2 会議の構成メンバーには、費用を弁償することができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8条（ガイダンスの改定）

このガイダンスの改定は、理事会の決議を経て行う。

補則

1. この規則に定めのない事項は、理事会が決定する。
2. このガイダンスは、理事会の議決によって平成23年11月19日に制定され、即日施行される。
3. 各加盟団体から推薦される最初の代表者の任期は、平成24年3月1日から平成27年3月31日までとする。
4. 平成24年12月8日改正